



# ほろじん

新潟

No.9

令和3年2月20日発行

発行  
一般社団法人  
新潟県法人会連合会



翔びたつ白鳥の群れ

## あいさつ

新潟県法人会連合会の運営にあたりましては、深いご理解と絶大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

県連は、創立から今日まで幅広い数々の事業活動を積極的に推進するとともに、正しい税知識の普及と納税意識の高揚に貢献し、県内各会のけん引役を果たしてまいりました。

昨年は、新型コロナ禍の中で、大変窮屈な運営を強いられました。また、生活様式もガラリ一变し、各種会合の書面開催、リモート会議形式へと変更してまいりました。

さまざまな研修会も少人数で・検温・マスク着用といった不便な一年となりましたが、今後も同様の開催となると考えられます。会員皆様の一層のご協力をお願い申し上げます。

法人会は、対応すべき、さまざまな課題を抱えております。会員の減少、財源確保：いずれも一朝一夕に解決できる問題ではありません。地道に粘り強く活動を継続していく必要があります。

ここはもう一度「法人会の原点」に立ち返って、足元を見つめ直し一つひとつ対処していきたいと考えます。法人会の趣旨を再確認し、一緒に様々な事業活動に取り組んで参りましょう。

会長 永塚 重松

# 「令和3年度 税制改正に関する提言活動」

各県連からの「令和3年度税制改正要望」を踏まえ「令和3年度税制改正に関する提言」が9月24日開催の全法連理事会で決議されました。

これを受け、全法連では、10月から11月にかけて財務省、国税庁・中小企業庁・総務省、さらに自民党・公明党など各政党あてに提言書を提出。

新潟県連においては、各単位の会長・税制委員ほか、役員の方々の協力を得て、新潟県選出の衆参両院、国会議員11名及び県知事・県議会議長・市長、市議会議長、計20自治体40名の方々に提言書を提出した。中小企業の活性化に資する税制措置をはじめ、新型コロナウイルスへの対応措置、事業承継税制の拡充・行政改革の徹底などを強く求めた。

## 令和3年度税制改正スローガン

- コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、中小企業に実効性ある支援と税制措置を！
- 厳しい財政状況を踏まえ、コロナ終息後には本格的な税財政改革を！

## 令和3年度税制改正に関する提言

### (要約)

#### I. 税・財政改革のあり方

▼我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。そして今後も新たな感染症の大流行や経済危機、大規模な自然災害の発生が考えられる。せめて国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせずに現世代で解決するよう議論を開始せねばならない。そのうえで「コロナ後」を見

据えた本格的な税財政改革に取り組むことが求められよう。

#### 1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

▼新型コロナウイルスは終息の見通しが立たないことから、その影響は長期化が予想される。このため、新型コロナウイルス感染症と経済活性化の両立を図っていかなければならない。とりわけ、コロナ禍の影響によって発生した生活困窮者や経営基盤が脆弱な中小企業には、引き続き実態等を見極めながら効果的な支援措置を迅速に講じていく

ことが重要であろう。

- (1) 新型コロナウイルスの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。中小企業は我が国企業の大半を占めており、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献していることから、その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要がある。その際、国や地方は一般の支援制度の周知・広報の徹底や申請手続きの簡便化、スピーディーな給付等、実効性を確保することが重要である。
- (2) 新型コロナウイルスを見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和をスピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、需要喚起を行うことも必要ではあるが、それが財政規律を無視したバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。とりわけ、今年度補正予算で盛り込まれた膨大な予備費については厳しく使途をチェックする必要がある。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ終息後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに、一部には日本国債の格付け引き下げの動きもでており、政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

#### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

▼社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。

▼社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スラ

イドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に与ることができるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 中小企業の厳しい経営実態を踏ま

え、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

### 3. 行政改革の徹底

▼ 新型コロナウイルス対策についても、与野党を含めて政治の対応が迷走しているほか、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかになり、国民の不満と不信感は近年にないほど高まっている。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならぬ。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。  
(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。  
(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

### 4. マイナンバー制度について

▼ マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それは今般の新型コロナウイルス対策でも給付金申請手続きの混乱などで明らかになった。政府は

制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりにより本腰を入れる必要がある。

## II. 中小企業が事業継続するための税制措置

### 1. 法人税関係

▼ 中小企業は新型コロナウイルス拡大による深刻な影響を受け不安が増幅している。さらに、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。

(1) 法人税率の軽減措置  
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和3年3月末日が適用期限となつていことから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置  
租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小

企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなつていない特例措置の適用期限を延長する。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。

(3) 中小企業の設備投資支援措置  
中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(生産性向上特別措置法)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「中小企業経営強化税制」および令和元年度税制改正で創設された「中小企業防災・減災投資促進税制(中小企業強靱化法)」は、令和3年3月末日が適用期限となつていことから、適用期限を延長する。

(4) 役員給与の損金算入の拡充

① 役員給与は原則損金算入とすべき。

② 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき。

(5) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の延長等

新型コロナウイルスの終息時期は不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。

**2. 消費税関係**

▼消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きい

え、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。

▼このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であると指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の見直しを含めて見直しが必要である。

(1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」は、令和3年3

月末日をもって適用が終了することとなっている。今般の新型コロナウイルスにより、中小企業が多大な影響を受けていることを考慮すると、同特別措置の適用期限を延長するとともに、引き続き、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

(4) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。こうした中で新型コロナウイルスの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

**3. 事業承継税制関係**

▼我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の

確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。

② 新型コロナウイルスの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特

例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特別承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

**4. 相続税・贈与税関係**

▼相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。なお、贈与税は経済の活性化に資するよう、次のとおり見直すべきである。

(1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。

(2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

**5. 地方税関係**

(1) 固定資産税の抜本的見直し

令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナウイルスは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。

④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2)事業所税の廃止  
市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3)超過課税  
住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税

の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

#### (4)法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

#### 6. その他

- (1) 配当に対する二重課税の見直し
- (2) 電子申告

### Ⅲ. 地方のあり方

▼今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。そもそも地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、地方活性化の観点からも重要であることが指摘されてきた。これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承

継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。

(2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレース指数(全国平均ベース)が改善せず、高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報

酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

### Ⅳ. 震災復興等

▼東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度〜令和2年度)」も最終年度である5年目に入ったが、被災地の復興、産業の再生はまだまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

▼また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。

### V. その他

#### 1. 納税環境の整備

#### 2. 租税教育の充実

令和2年分

# 確定申告

ご来場を検討されている方へ  
～感染リスク軽減のための税務署からのお願い～

## 密を避ける

スマホ  
パソコンで  
(e-Tax)



ご自宅から  
申告できます



特選10-1

## 密を作らない

確定申告会場への  
入場には  
整理券が必要



各会場で当日配付します



LINEから  
事前発行もできます



国税庁LINE  
公式アカウント

NTA .ch  
申告書の作成手順は  
国税庁の動画サイトで  
ご案内しています



確定申告に関する疑問は  
AIチャットボットの  
ふたばにご相談ください

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。 [確定申告](#) [検索](#)

皆様のご理解とご協力をお願いします。

申告	所得税および復興特別所得税 贈与税	令和3年 3月15日(月) まで
納税	消費税および地方消費税 (個人事業主)	令和3年 3月31日(水) まで

申告書 提出期限(申告期限) 令和3年3月15日(月)まで

税務署・都道府県・市区町村



## 「第8回通常総会」開催

令和2年度通常総会が、6月10日（水）ホテルイタリア軒にて開催された。

一般社団法人に移行後8回目となる本通常総会では、令和元年度事業報告・決算承認・令和2年度事業計

画・収支予算報告が行われた。

総会では、木口会長の退任と、新会長に永塚重松氏の就任が承認されました。

全法連功労者・県法連功労者・e-Tax推進・福利厚生制度推進

「大型保障制度」推進の各表彰受賞者に対して、氏名の読み上げし、新型コロナウイルス感染症の拡大状況から、表彰状は、単体会経由で授与することに変更した。



- 「第37回法人会全国大会」(岩手大会) ..... 開催延期
- 青年部会「県連青年部会連絡協議会」全国セミナー(佐渡) ..... 開催延期
- 女性部会「県連女性部会連絡協議会」全国セミナー(村上) ..... 開催延期
- 調査課所管法人税務研修会 ..... 開催中止

## 国税局幹部との協議会(文書で交換)

租税教育活動などについて

令和3年2月8日(月)、ANAクラウンプラザホテル新潟において、関東信越国税局幹部と県連役員との協議会を予定していました。関東信越国税局から笹川課税第二部長、横山法人課税課長、星法人課税課審査指導第二係長、新潟税務署から高橋署長、浅野副署長、加藤統括国税調査官、馬場上席国税調査官が出席予定でしたが新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を踏まえ、ご参加頂く皆様の健康面を考慮し、文書での意見交換に切替え致しました。

新潟県連小泉事務局長から課税第二部長の挨拶文と「e-Taxの普及と電子化の取組」「企業の税務コンプライアンス向上への取組」「租税教育事業(租税教室講師派遣、絵ハガキコンクール)の取組」協議事項3項目について代読を行った。

その後、県連理事会を行い、次年度予算案等について審議を開始しました。



## 年末特別講演会の開催

恒例の「年末特別講演会」が、令和2年12月7日(月)公益社団法人新潟法人会との共催により、ANAクラウンプラザホテル新潟で開催された。

講師は、弁護士で元大阪府知事・元大阪市長の橋下徹氏。

橋下氏は、38歳で大阪府知事に就任、その後大阪市長・国政政党代表

などを歴任。

平成27年12月に政界引退し、現在はTV番組出演や講演、執筆活動等多方面で活動しています。

演題は「激変する世界情勢において日本が進むべき道とは」今回は、アメリカ情勢大阪都構想等幅広く興味深いお話を聞かせていただいた。



単体会活動紹介

公益社団法人  
十日町法人会  
「社会貢献活動」  
児童図書寄贈」

十日町法人会では児童に読書により豊かな心の増進に役立てていただくため、平成25年度より十日町市・津南町の小学校へ児童図書への寄贈を行っています。

令和2年度は9月24日に関谷法人会会長と樋口副会長が十日町市



立ふれあいの丘支援学校を訪問し、全校生徒の前で小幡輝夫校長に10万円相当の図書贈呈目録を渡しました。

これにより、この8年間で管内小学校すべてへの寄贈が終了しました。

延べ1,239冊を寄贈することができました。

女性部会 研修会  
「クロアチア共和国と  
ホストタウン十日町市との交流 Since 2002」

女性部会では毎年、まちづくりや地域の活性化のために活動している方を講師にお招きして研修会を開催しています。

十日町市は平成28年1月に東京オリパラに向けたクロアチア共和国を相手国としたホストタウンに第1次登録認定されました。同国

とは2002年サッカーワールドカップ日韓大会の際に同国代表チームを事前キャンプに招聘して以来、友好関係を深めて来ました。

平成30年2月には十日町市クロアチアホストタウン推進事業について、日本初のクロアチア共和国からの国際交流員スヴェン・ビエラン氏を講師にお招きし、国際交流としての研修会を開催しました。

十日町市は2021東京オリパラを一つの通過点と位置付け、今後未来永劫に渡り国際交流としてこの友好関係を続けていきます。十日町法人会としましても特色ある取り組みとして、まちづくりと地域の活性化に向け、今後も応援していきます。



## 単体会活動紹介

### 新発田法人会

本年度は新型コロナウイルス感染症対策のため多くの事業が中止のやむなきに至っていますが、例年、青年部・女性部が積極的に活動しています。特に女性部は二〇〇名近くの会員数を誇り、会員数や事業内容、会員同士の交流など県内一の女性部と自負しています。

### 活動内容

#### 社会貢献活動講演会と 社会福祉協議会への タオル寄贈

月岡温泉のホテル（ホテル華鳳や清風苑）を会場に開催しています。市の広報紙や回覧板等で一般市民に参加を呼びかけ、毎年数百名の参加があり、千本近いタオル寄付を頂いています。集まったタオルはその場で寄贈式を行います。市社会福祉協議会に寄贈しています。参加者は公演会をお楽しみいただけます。

その後、月岡温泉美人の湯入浴が、木戸銭代わりのタオル持参で無料のためもあり、市民に定着し時期になると問い合わせも多くあります。また、福祉の現場では新しい柔らかなタオルが不足していますので、とても喜んでいただいています。



#### 放課後児童クラブ（低学年）や小学校（高学年）での 租税教室

特に税に対して全く無関心・白

紙状態の小学校低学年の児童に、租税教育用の紙芝居やDVD、一億円レプリカなどを利用した租税教育は、その後の正しい税知識の習得と納税意識の醸成に大いに役立つものと考えています。



#### 女性部の視察研修

『法人会でなければ行けないところへ、みんなで楽しく』をテー

マに、県内外各地に視察研修を行っており毎年30名近い参加があります。特に元新発田税務署長が東京国税局に異動になり、表敬を兼ね訪問した際は、部長室まで案内していただき、まさに法人会でなければ行けないところを実感しました。

また、国会内で地元選出衆議院議員に税制改正の提言を行った際は、国会の一般見学者の立ち入れない場所にも案内いただきました。



単体会活動紹介

小千谷法人会  
青年部会・女性部会合同  
「未来の子供たちに税の大切  
さと学びの体験を教える！」

小千谷法人会では、青年部会・女性部会合同で「楽しく・わかりやすく・記憶に残る」税を考える教室と体験の事業を実施しています。

この事業は、子供達だけでなく、保護者も一緒に参加することで、共に税について話し合ったり、考えたりする貴重な機会を提供する事業となっております。

ゼイとサイエンスショーでは、租税教室の教材「マリンとヤマト」を上映。アニメの内容でもあるため子供たちには馴染みやすく、笑いが出るほど楽しみながら税の大切さを学ぶことができました。その後、サイエンスショーでは、米村でんじろう先生の弟子の方々によるペーパーブーメランや電気クラゲ、風船などを使って科学の不思議さ



や面白さを子供たちと一緒に体験。子供たちは大きな驚きの声を上げ、目を輝かせ満面の笑顔で科学の不思議さを体験していました。

ゼイとプラネタリウムでは、コラボレーションショーでは、小千谷税務署職員が3択で答える税金クイズを担当。ユーモラスな司会進行

と人気のイータ君も登場したことから会場は大いに盛り上がり、親子それぞれ別々の回答の時は子供たちが意見を言う場面も多く大変有意義な税金クイズとなりました。その後は、プラネタリウムのドームの中で約1時間の星空観察を体験しました。



お金のキャリア教育／親子で学ぶお金の授業、今年度はオンラインで開催しました。生涯にわたってその人の重要な意思決定に影響を与え続けると言われるお金（税金を含めて）のお話は、子供たちが「どのように生きていくか」や「物やお金を大切にすることを育む」ヒントが沢山あり、参加した子供から働くお父さん・お母さんに感謝の声が寄せられておりました。

## 「地域社会貢献活動・特別講演会」開催予定

開催日 令和3年3月6日(土) 13時30分～15時  
会場 ANAクラウンプラザホテル新潟  
講師 増田明美氏

1964年、千葉県いすみ市生まれ。  
成田高校在学中、長距離種目で次々に日本記録を樹立する。

1984年のロス五輪に出演。92年に引退するまでの13年間に日本最高記録12回、世界最高記録2回更新という記録を残す。

2001年から10年間、文部科学省中

演題

「自分という人生の長距離ランナー」  
央教育審議会委員を務める。全国高等学校体育連盟理事、日本陸上競技連盟評議員、日本障がい者スポーツ協会評議員。



### 新型コロナウイルス感染拡大に伴う セミナー対応について

- ・発熱や咳など風邪の症状がある方は参加をご遠慮ください。
- ・参加される場合は、マスクの持参、着用をお願い致します。
- ・講演会会場入口で手指の消毒をお願い致します。
- ・当日受付で検温を行い、発熱のある方はお断りする場合があります。
- ・感染状況次第では中止または延期となる場合があります。

### 編集後記

令和3年となり、コロナウイルス感染者が報告されてから、早くも1年が経とうとしています。

昨年4月5月の緊急事態宣言・今年1月の2度目の緊急事態宣言、生活様式、働き方が一変した中で、今なお必死に、経営努力を続けておられる皆様に、深く敬意を払いたいと思います。

また一方で、デジタル化が進展し、スマホ・パソコンで、自宅から申告し、密を避ける等になっています。確定申告の時季が到来、円滑に申告が実施されるよう、法人会も協力していきたいと思えます。

法人会の事業展開していくうえで、前提となるのが、財政基盤です。「会員企業を守りたいキャンペーン」を推進中で、新潟県内の単位会に頑張っていたでいます。今回の会報も、この1年間の活動を振り返り、いくつか紹介させていただきました。連携を深めるため、一助となれば幸いです。

(編集委員)

